

(様式 1-3)

## 二本松市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 27 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	屋内市民プール外構整備事業	事業番号	◆B-1-1-1																
交付団体	二本松市	事業実施主体	二本松市																		
総交付対象事業費	48,489 (千円)	全体事業費	179,200 (千円)																		
<b>事業概要</b>																					
<b>○事業の概要</b>																					
<p>二本松市では、平成 24 年 1 月に二本松市復興計画を策定し東日本大震災の復興に取り組んでいる。本計画は 3 つの基本理念に基づき取り組んでいるが、その中の 1 つ目の基本理念として、安全・安心のまちづくりを掲げている。その重要施策のひとつとして、スポーツ施設の整備充実を図ることとし、具体的な事業として、総合運動公園の施設として一体的に屋内市民プール整備を位置付けている。</p> <p>屋内市民プールの施設効果を高め、より利用しやすい施設となるよう、施設整備と併せて駐車場等の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 駐車場舗装：アスファルト及び瓦舗装 3,149 m<sup>2</sup></li><li>・ LED 街路灯等設置：20 台</li><li>・ 駐輪場</li></ul>																					
<b>○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（制度要綱第 5 の 4 の一）</b>																					
※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。																					
二本松市復興計画 施策の柱 1 安全・安心のまちづくり																					
施策 2 (4) 市民総スポーツ社会の実現 取り組み事項 スポーツ施設の整備充実																					
<b>人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係</b>																					
<b>○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（実施要綱第 4 の 1）</b>																					
<p>原子力災害前後で市の人口の 1. 1%にあたる 618 人が市外に避難した結果、児童生徒数に影響を及ぼしている。また、小売店の売り上げ等、地域経済に影響が生じている。更には農産物の生産意欲の低下等、地域の産業復興の妨げとなっている。</p> <table><tr><td>平成 27 年 8 月 1 日現在</td><td>現住人口</td><td>55,860 人</td><td>(福島県現住人口調査月報)</td></tr><tr><td>平成 27 年 7 月 31 日現在</td><td>避難者数</td><td>554 人</td><td>(全国避難者情報システム)</td></tr><tr><td>平成 22 年</td><td>国勢調査結果人口</td><td>59,871 人</td><td></td></tr><tr><td>平成 24 年 10 月 1 日現在</td><td>避難者数</td><td>618 人</td><td>(全国避難者情報システム)</td></tr></table>						平成 27 年 8 月 1 日現在	現住人口	55,860 人	(福島県現住人口調査月報)	平成 27 年 7 月 31 日現在	避難者数	554 人	(全国避難者情報システム)	平成 22 年	国勢調査結果人口	59,871 人		平成 24 年 10 月 1 日現在	避難者数	618 人	(全国避難者情報システム)
平成 27 年 8 月 1 日現在	現住人口	55,860 人	(福島県現住人口調査月報)																		
平成 27 年 7 月 31 日現在	避難者数	554 人	(全国避難者情報システム)																		
平成 22 年	国勢調査結果人口	59,871 人																			
平成 24 年 10 月 1 日現在	避難者数	618 人	(全国避難者情報システム)																		
<b>【子どもの運動機会の確保のための事業】</b>																					
<b>○事業実施の必要性（実施要綱第 4 の 1）</b>																					
<p>体力低下の傾向が著しい子どもたちを対象に、運動機会の確保や体力の向上を図るため、屋内市民プール施設を整備するが、利用にあたり、路線バス等公共交通による移動が困難であることから、自動車等による施設の利用が見込まれる。</p> <p>このため、より多くの子どもたちが屋内市民プールを利用し、運動機会確保や体力の向上を図ることができるよう、駐車場を整備する。</p>																					

**○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）**

子どもたちが特に影響を受けやすいとされる放射線による健康への影響の不安から、子どもたちを守ろうと外出を控えさせる傾向にあり、ストレスや運動不足による食欲不振、不眠、肥満が懸念されている。

平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、福島県は全国平均を上回った種目がなく、体力・運動能力が低下していることが指摘されているが、更に二本松市内小中学生の体力テスト結果によると、学年別・男女別・種目別の項目で、県平均を上回る項目27に対し、下回る項目53と、下回る項目が多い状況となっており、特に市内の小中学生の体力・運動能力が低下している。（参考データ「体力テスト市平均と県平均の比較」参照）

また、学校保健統計によれば二本松市内の小学校では肥満傾向の児童の割合がH22は10.45%、H23は11.21%、H24は12.40%、H25は12.14%となっている。H25は改善が見られるが、原子力発電所事故前に比較して依然として肥満傾向児童の割合が高い状況にある。（参考データ「肥満児童・生徒の割合の推移」参照）

**○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）**

原子力発電所事故後、学校等の除染作業を早急に行うとともに、子どもたちの健康・安全を最優先とするため、学校等での屋外における活動時間の目安を設定（幼稚園1時間、小学校2時間、中学校3時間）し、運動会についても屋内開催でないと保護者の理解が得られないなど、子どもたちの運動する機会が大きく奪われた。現在では、学校の除染も終了し、空間放射線量が低下してきていることから、屋外での運動機会も確保されてきているが、放射線による健康への影響の不安から、公園等の屋外での遊びは敬遠される傾向がある。このため、市民プールの利用（小人）については、平成22年度に延べ11,552人であったものが、平成23年度は原子力発電所事故の影響で休止、平成24年度は延べ4,988人と激減しており、子どもたちの運動機会が大きく制限されている。

また、既存の市民プールは屋外施設のうえ老朽化により廃止することが決定しており、その跡地には、（仮称）にほんまつ保育所が建設される予定となっている。

**○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（実施要綱第4の4の二①）**

既存の市民プールは屋外施設であり、除染を実施し、ある程度空間放射線量が下がったものの、子どもたちに放射線による健康への影響があるのではないかと不安に思う保護者を安心させるまでには至らず、施設が老朽化していることもあり、保護者が安心できる施設で、なおかつ子どもたちに魅力ある施設にするためには既存の施設を改修することでは困難である。そのため、既存のプールは廃止し、市民からの強い要望と、市議会において屋内温水プールとして新設することが必要であると認識をされている屋内市民プールを建設するとともに、子どもたちが魅力を感じる設備を備えることにより、子どもたちの運動機会の確保を図る必要がある。

**○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第4の4の二①）**

屋内市民プールについては、多くの市民から建設について要望書が提出され、市議会においても屋内温水プールを新設することが必要であるとの認識から、施設を整備することが強く求められてきた。

このため、体育館やグラウンド等が設置されている霞ヶ城公園の運動施設区に隣接するかたちで屋内市民プールを整備することとしたが、本市の市域は、東西約36km、南北約17kmであり、屋内市民プール利用にあたり、路線バス等公共交通による移動が困難であることから、自動車等による施設の利用が見込まれる。

このため、より多くの子どもたちが屋内市民プールを利用し、運動機会確保や体力の向上を図ることが

できるよう、駐車場を整備するものである。

整備にあたっては、基幹事業において整備した屋内市民プールの敷地内において確保できる87台の駐車場とし、計画不足する台数分については、隣接する城山運動施設区内の駐車場を併用することで対応することとする。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（実施要綱第4の4の二②）

霞ヶ城公園の運動施設区は、旧二本松市の北側の市街地に位置し、小中学校にも近く、体育館やグラウンド等の運動施設を集めた総合運動公園として親しまれている区域であり、子どもたちの活動の場となっている。そこで、同じ区域に施設を集約して整備することで、複数の施設を続けて利用することも容易となるなど利便性が図られる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二③）

屋内市民プールにおける運動の効果を一層向上させるため、水泳教室を開催したり、目標をもって運動に取り組めるよう大会を開催するなど、子どもの興味や関心を引き出しながら施設の活用を促し、運動する機会を増やすような取り組みを実施する。

○その他

施設の利用者数調査や、利用者アンケートにより事業効果について検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	B-1-1
事業名	屋内市民プール整備事業
交付団体	二本松市
基幹事業との関連性	
基幹事業によって整備する屋内市民プールの施設効果を高め、より利用しやすい施設となるよう、施設整備と併せて駐車場等の整備を行うための事業である。	